

交通事故など第三者から受けたけがや病気は、加入の健康保険へ届出しましょう！

秋の全国交通安全運動 9月21日〜30日  
「世界一の交通安全都市 TOKYOを目指して」



9月30日は「交通事故死ゼロを目指す日」です  
秋の全国交通安全運動

令和2年9月21日(月)〜9月30日(水)  
子供を助めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保  
高齢運転者の安全運転の励行  
夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転の危険運転の防止  
内閣府

交通安全運動の重点

- 子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者などの安全運転の励行
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転などの危険運転の防止
- 二輪車の交通事故防止

交通事故死

ゼロを目指す日

9月30日(水)は交通事故死ゼロを目指す日です。一人ひとりが交通ルールを守り、交通事故の発生を防止しましょう。

問合せ 五日市警察署(☎595・0110)、福生警察署(☎551・0110)、地域防災課交通防犯係

犬・猫の飼い主の方へ  
ルールやマナーを守っていますか

▽犬・猫を飼う人はマナーを守って飼いましよう。生活のパートナーとして、犬や猫をペットとして飼う人が増えていますが、ペットに関する意見・苦情が市役所に寄せられています。ペットが嫌われる理由のほとんどは、飼い主のマナーの悪さが原因です。あなたの愛犬、愛猫がみんなから愛されるように、飼い主の方はルールやマナーを守ってください。

▽犬のマナーとしつけ 犬にとって散歩やしつけは大切なコミュニケーションの場です。愛情と責任を持ってきちんと世話をしあげれば、むだ吠えをしてご近所に迷惑をかけることもなくなります。

▽猫のマナーとしつけ 猫もしつけは可能です。しつけとは、人と猫が共同生活をしていく上で最低限必要なルールを教えることです。「屋

外での排せつ」「鳴き声」「人や小動物への攻撃」「他人の敷地・屋内侵入」をさせないように、飼い主がマナーを守り、責任を持って飼ってください。また、現在の交通事情や住宅事情を考えると、猫は屋内で飼育することが望ましいといわれています。上下運動ができるよう家具の上などにも上がれる工夫をし、専用のトイレ、つめとぎなどを用意することや、不妊去勢手術を実施することが屋内飼育を成功させるコツです。

▽飼い主のいない猫(野良猫) 飼い主のいない猫を捕獲・駆除して欲しいという相談も増加しています。しかし、猫は愛護動物であり、市で捕獲・駆除を行うことができません。飼い主のいない猫に餌を与えるると集まるようになり、それを迷惑と感じる人もいま

私たちは、日々様々なストレス(刺激)にさらされます。ここからただ密接な関係にありまので、健康を保つためにはこのころのケアも大切です。9月は東京都の自殺対策強化月間です。自分や家族、周囲の方のこのころの健康に目を向けてみましょう。

▽このころのストレス度チェック 厚生労働省で作成した5つの質問(左のコード)です。心配のある方には利用できる支援情報につながります。



市の各相談窓口では、ストレ

す。食べ残した餌や排せつ物が放置されると、衛生面での問題も考えられ、伝染病を媒介する危険もあります。また、不妊去勢手術をしていないと繁殖し、飼い主のいない猫が増え続け、周辺の生活環境被害が拡大します。飼い主のいない猫をかわいそうだと思いついて餌を与えている人は、責任を持って引き取って飼うことや、新しい飼い主を見つけることを検討したり、土地所有者の許可、近隣住民の理解を得て、トラブルにならないように餌や排せつ物の適切な処理を行ってください。

▽動物は正しく終生飼養 飼い主は、動物を飼育する上で、その習性や生理をよく理解し、愛情をもって終生飼養する責任があります。日ごろから健康管理に気を配り、犬には狂犬病の予防注射を必ず受

けさせましょう。  
▽ペットが迷子になったら 東京都動物愛護相談センターのホームページで収容動物情報を確認できます。センターに連絡し(☎042・581・7435)、返還手続きをしてください。迷子になり飼い主のもとに戻ることができない動物は少なくありません。飼い主の責任の所在を明らかにし、迷子になった動物の発見を容易にするためにも、犬には鑑札を着け、猫やそのほかの動物には、名札などを付けましょう。

▽問合せ 健康課予防推進係(直通558・1191)

健康課健康づくり係：直通558・1183(平日午前8時30分〜午後5時15分)  
西多摩保健所：☎0428・22・6141(平日午前9時〜午後5時)  
東京都多摩いのちの電話：☎042・327・4343(午前10時〜午後9時)  
相談はつと「つと」@東京(東京都福祉保健局)：「相談はつと」@東京(東京都福祉保健局)で検索

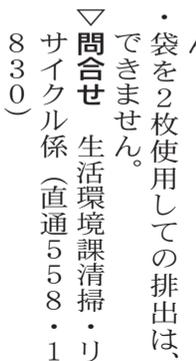
▽東京都自殺対策強化月間「自殺防止!東京キャンペーン」 特別相談(相談受付時間の延長や24時間対応)  
・このころのいのちの講演会  
\*日時：10月3日(土) 午後1時30分〜4時  
\*内容：「メンタルヘルス・ファーストエイド講習」身近な人のこのころの不調に気づいたら? オンライン開催  
・その他：詳しくは、東京都福祉保健局ホームページをご覧ください。

※市ホームページで「このころの健康づくり」を情報提供しています

9月1日からごみ(傘)の出し方が変更になりました

・傘は不燃ごみ指定収集袋に全て入っている必要がありますが、9月1日から不燃ごみ指定収集袋に半分以上入っていれば収集可能となりました。傘が半分以上入った状態で袋の口を縛って排出してください(他の不燃ごみを入れて排出することも可能)。  
・1回の収集で4本まで排出することができます。  
・5本以上の場合は、粗大ごみとして排出してください。  
▽その他  
・傘以外のごみが、袋から飛び

問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)



▽問合せ 健康課健康づくり係(直通558・1183)

電動アシスト付き自転車のバッテリーは有害ごみ

電動アシスト付き自転車を「粗大ごみ」として出す際は、バッテリーを必ず取り外してから出してください。バッテリーを取り外さず、そのまま処理してしまうと、バッテリーから発火するおそれがあります。自転車は「粗大ごみ」、バッテリーは「有害ごみ」として出してください。

▽申込み・問合せ 生活環境課 清掃・リサイクル係(直通558・1830)

